

JFザ・ジャパン

追加型投信／国内／株式

2012.9.13

この目論見書により行うJFザ・ジャパン(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月13日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年3月14日に生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年3月29日、平成24年6月21日、平成24年6月28日、平成24年7月10日、平成24年8月23日および平成24年9月13日に関東財務局長に提出しております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
設立年月日 平成2年10月18日
資本金 2,218百万円(平成24年7月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額
12,130億円(平成24年7月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

○ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。

○金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。

○請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。

○請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してさせていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス: <http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が株価に織り込んでいない企業に投資を行います。

<1>:利益成長性の高い企業

①1株当たり利益(業種によってはキャッシュフロー等を用いる場合もあります。)の将来における成長を予測すること、②その企業のビジネス・モデルが明確に構築され、徹底・実践されていることおよびその効率性を分析・検証すること、これら①②から、利益成長性が高いと判断される企業を選定します。

<2>:株主を重視した経営を行っている企業

企業の成長に対して株主にどの程度の利益配分が行われているかを分析し、利益配分に積極的な企業を選定します。そうした企業の中から、企業取材を踏まえて、株主を重視した経営を行っている企業を選別します。企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

<3>:上記2つの条件を満たしており、かつ、その状況が株価にまだ反映されていない企業

「利益成長性の高い企業」および「株主を重視した経営を行っている企業」という2つの要素を市場が株価に織り込んでいるか、いないか、を企業取材により調査・分析し、その結果に基づいて投資します。

2 銘柄の選定は、運用チームが行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

ポイント① 運用チームによる徹底した企業取材

企業取材のみを行うアナリストは設けず、ファンドの運用担当者も含めた運用チームが、自ら年間延べ約2,300件*(平成23年実績)の企業取材を行っています。

*委託会社を含む「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ内の日本株式担当者による企業取材件数の合計です。

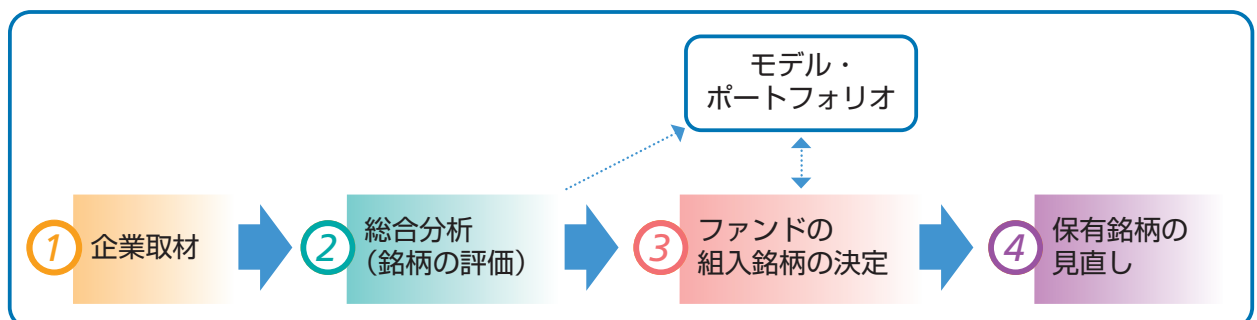
ポイント② 徹底した企業取材を基にした分析

運用チームが業種にこだわらず企業取材を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

ポイント③ 迅速かつ円滑な銘柄選定

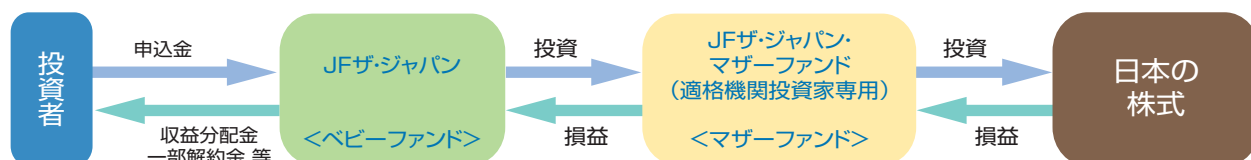
アナリストを介さずに直接運用チームが企業取材を行うことで、より迅速かつ直接的に銘柄選定の意思決定を運用に反映することが可能となります。

3 運用プロセスは以下のとおりです。



- ① **企業取材**
企業取材では、主要事業だけでなく、各部門の競争力、商品開発、営業戦略等幅広い質問をします。特に事業戦略の優位性や、経営陣の質を重視しています。
- ② **総合分析（銘柄の評価）**
①の企業取材をふまえて運用チーム内で議論し、ボトムアップ・アプローチにより企業の成長力を把握します。その結果をもとに、各銘柄の現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析し、評価します。また、運用チームでの投資アイデアを集約し、運用チームにおける運用の方向性を示したモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）を作成します。
- ③ **ファンドの組入銘柄の決定**
投資対象の中から、評価が高い銘柄を中心にファンドに組入れます。組入銘柄を決定する際には随時モデル・ポートフォリオを参照します。ただし、モデル・ポートフォリオの構成銘柄に必ずしも投資を行うものではありません。
- ④ **保有銘柄の見直し**
銘柄の評価は企業取材を行う度に更新します。銘柄の評価の更新は速やかにファンドの組入銘柄に反映させます。

4 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

5 ファンドのベンチマークは、TOPIX(配当込み)とします。

ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

TOPIXとは東証株価指数 (Tokyo Stock Price Index) のことです。TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

- 年1回の決算時(12月14日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益および有価証券の売買益*2)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。 *2 評価益を含みます。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株 価 変 動 リ ス ク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行います。したがって、ファンドの構成銘柄や業種配分は、日本の株式市場やベンチマークとは異なるものになり、ファンドの構成銘柄の株価もより大きく変動することがあります。

流 動 性 リ ス ク

ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

3 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年7月10日	設定日	1999年12月15日
純資産総額	286億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
8期	2007年12月	0
9期	2008年12月	0
10期	2009年12月	0
11期	2010年12月	0
12期	2011年12月	0
	設定来累計	200

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

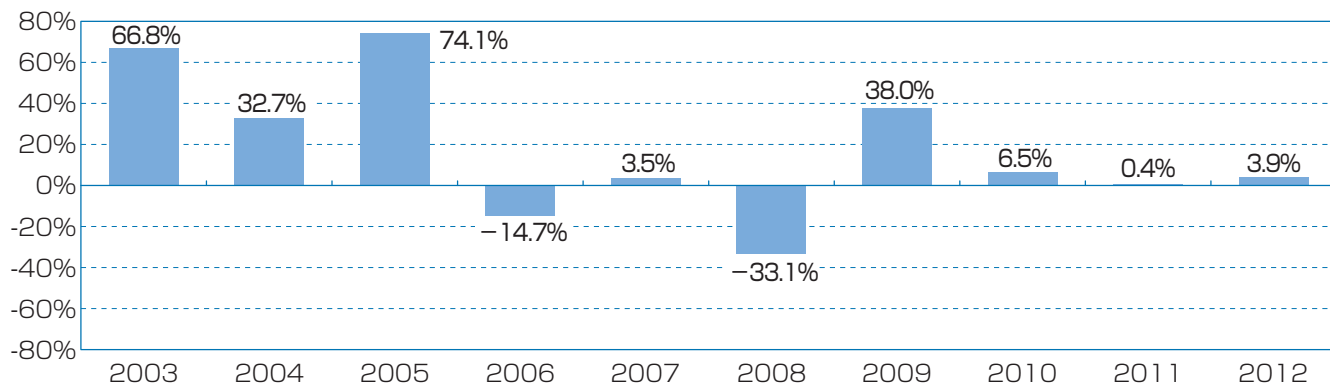
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率※
1	アンリツ	電気機器	4.8%
2	Jトラスト	その他金融業	4.6%
3	サンリオ	卸売業	3.2%
4	UBIC	サービス業	2.6%
5	ネットワンシステムズ	情報・通信業	2.5%
6	五洋建設	建設業	2.3%
7	間組	建設業	2.3%
8	レオパレス21	不動産業	2.1%
9	ユニバーサルエンターテインメント	機械	2.1%
10	西松建設	建設業	1.9%

業種別構成状況

業種	投資比率※
電気機器	16.9%
建設業	14.8%
小売業	8.1%
銀行業	7.4%
情報・通信業	7.4%
その他	44.9%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = $\{(\text{年末営業日の基準価額} + \text{その年に支払われた収益分配金(税引前)}) \div \text{前年末営業日の基準価額} - 1\} \times 100$

*2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年7月10日までのものです。

*当ページにおける「ファンド」は、JFザ・ジャパンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購 入 価 額	購入申込日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して4営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては、受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成24年3月14日から平成25年3月13日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	—
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信 託 期 間	無期限です。(設定日は平成11年12月15日です。)
繰 上 償 還	以下の場合に、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年12月14日(休業日の場合は翌営業日)です。
収 益 分 配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課 税 関 係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度が適用されます。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.15%(税抜3.0%) を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.785%(税抜1.70%)がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は販売会社毎の取扱純資産残高*に応じ以下のとおりです。 *ある販売会社における全ての顧客口座で管理しているファンドの受益権の時価残高を合計したものです。			
	販売会社毎の取扱純資産残高	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	100億円以下の部分	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	年率0.105% (税抜0.10%)
	100億円超200億円以下の部分*	年率0.7875% (税抜0.75%)	年率0.8925% (税抜0.85%)	
	200億円超の部分*	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.945% (税抜0.90%)	
*当該配分に合意した販売会社にのみ適用されます。適用されない場合、100億円以下の部分での内訳で全て配分されます。				
その他の費用・手数料	1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。 ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載しておりません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。 2 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。			

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

【税金】

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% (所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成24年7月末現在適用されるものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management